今治市農業委員会 総会 議事録

１．開催日時　令和８年 10 月９日（金）
　　午後２時 00 分から午後２時 33 分まで

２．開催場所　越智今治農業協同組合本店３階会議室

３　委員の定数及び出欠席の委員

現員数　　19名

出席委員　17 名

出席委員数　17 名

【１番】矢野　丈一			【４番】越智　恵吾
【５番】青野　正義	【６番】清水　謙治	【７番】冨田　功	【８番】竹田　清隆
【９番】越智　信彦	【10番】桑田　誠	【11番】青木　久子	【12番】越智　千保子
【13番】新居田　守	【14番】村上　晋太郎	【15番】岡田　勝利	【16番】河野　哲也
【17番】白石　義廣	【18番】越智　敬三	【19番】菅　正二	

欠席委員数　２名

【２番】渡邊　節夫　　【３番】八木　良太

４．議事に関与する職員

局　長　　鳥 生　幸 司
次　長　　新 居 田　伸 一 郎
次　長　　森 本　猛
係　長　　渡部　美奈
主　事　　八 木　悠 斗

５．議事

【農地法関係議案】

議案第 48 号
農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について（受付番号 1～21）

議案第 49 号
農地法第 3 条の規定による許可申請について（受付番号 1～16）

議案第 50 号
農地法第 4 条の規定による許可申請について(受付番号 1)

議案第 51 号
農地法第 5 条の規定による許可申請について(受付番号 1～5)

議案第 52 号
農業振興地域整備計画変更（除外）について（受付番号 1）

議案第 53 号
農用地利用集積等促進計画関係（農地中間管理事業）について（受付番号 1～18）

報告第 23 号
農地法第 3 条の 3 の規定による届出について(受付番号 1～20)

報告第 24 号
農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について(受付番号 1)

報告第 25 号
農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について(受付番号 1～8)

報告第 26 号
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について(受付番号 1)

６．議事録

事務局	定刻が参りましたので、ただ今から「令和８年度 第８回総会」を始めさせていただきます。 本日は、委員 19 名中 17 名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第 27 条第３項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。 なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第７条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、桑田会長により進めていただきます。
議長	それでは、ただ今から「令和８年度 第８回総会」を開会いたします。 事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしくお願いいたします。 まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。 今回は、議事録署名人に【5 番】青野 正義 委員、【14 番】村上 晋太郎 委員の両委員を私から指名させていただきます。 それでは、議案の審議に入ります前に、前回総会での村上委員と渡邊委員からの質疑への対応について、事務局の説明を求めます。
事務局	はじめに、中間管理事業の議案の見直しにつきましては、今回の議案から表示方法を見直し、機構を通じて誰と誰が貸し借りを行っているかを直接表示しております。 次に、中間管理事業の貸し借りについて、利用権からの「新規」か「継続」かがわかるようにできないかとのことでございますが、議案への掲載はシステム上対応できず、やるとすれば手作業での入力となるため、作業が煩雑となりますので、対応は難しいと考えております。 最後に、中間管理事業の申出書への押印省略につきましては、検討を継続したいと考えております。 以上でございます。
議長	説明が終わりましたが、村上委員、再質疑はございますか。
村上委員	（再質疑なし）
議長	無いようですので、それでは、議案の審議に入ります。 議案第 48 号　農地法第２条第１項の「農地」の判断について 事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。議案書１ページをお開きください。

議案第48号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1]
申請地は野間にある農地5筆で、登記地目は畑、面積は1,621㎡でございます。
[受付番号2]
申請地は古国分にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計5,146㎡でございます。
[受付番号3]
申請地は孫兵衛作にある農地10筆で、登記地目は畑、面積は合計6,223㎡でございます。
[受付番号4]
申請地は朝倉北にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計2,190㎡でございます。
[受付番号5]
申請地は朝倉下にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は4,044㎡でございます。
[受付番号6]
申請地は朝倉上にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は542㎡でございます。
[受付番号7]
申請地は朝倉上にある農地7筆で、登記地目は畑、面積は合計7,803㎡でございます。
[受付番号8]
申請地は菊間町高田にある農地6筆で、登記地目は畑、面積は合計13,986㎡でございます。
[受付番号9]
申請地は菊間町種にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は3,044㎡でございます。
[受付番号10]
申請地は吉海町名にある農地5筆で、登記地目は畑、面積は合計1,995㎡でございます。
[受付番号11]
申請地は吉海町名、吉海町本庄にある農地2筆で、登記地目は田、畑、面積は合計1,559㎡でございます。
[受付番号12]
申請地は吉海町仁江にある農地7筆で、登記地目は畑、面積は合計5,579㎡でございます。
[受付番号13]
申請地は吉海町仁江にある農地10筆で、登記地目は畑、面積は合計9,210㎡でございます。

［受付番号 14］
申請地は吉海町泊にある農地 1 筆で、登記地目は田、面積は 650 ㎡でございます。
［受付番号 15］
申請地は宮窪町友浦にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 254.85 ㎡でございます。
［受付番号 16］
申請地は宮窪町宮窪にある農地 7 筆で、登記地目は畑、面積は合計 11,799 ㎡でございます。
［受付番号 17］
申請地は伯方町伊方にある農地 2 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 476 ㎡でございます。
［受付番号 18］
申請地は大三島町大見にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2,403 ㎡でございます。
［受付番号 19］
申請地は大三島町台にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は合 1,643 ㎡でございます。
［受付番号 20］
申請地は大三島町野々江、大三島町宗方にある農地 16 筆で、登記地目は畑、面積は合計 7,440 ㎡でございます。
［受付番号 21］
申請地は大三島町口総にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,494 ㎡でございます。

続きまして、議案書 1～5 ページの合計は、21 件、97 筆、面積 89101.85 ㎡となっております。地元委員さん 1 ～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された「農地法の運用について」第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈している」など農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
以上で、説明を終わります。

議長　説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員　（意見、質問なし）

議長　原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

全員　（異議なし）

議長　それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長　続きまして、議案第 49 号　農地法第 3 条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局　それでは、議案第 49 号についてご説明いたします。
議案書 6 ページをご覧ください。

[受付番号 1]
譲受人は 36 才の団体職員、申請地は 2 筆で、地目はいずれも田、面積は合計 453.61 ㎡で、現在、野菜を栽培しております。農業経営調書によりますと所有権移転後、耕耘し野菜を栽培する予定となっております。今回、譲受人が新規耕作のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。
[受付番号 2]
譲受人は 81 才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 204 ㎡で、現在、水稲が栽培されております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。
[受付番号 3]
譲受人は 33 才の会社役員、申請地は 9 筆で、地目は田および畑、面積は合計 3,236 ㎡で、現在、果樹を栽培しております。農業経営調書によりますと所有権移転後、耕耘し果樹・柑橘を栽培する予定となっております。今回、譲受人が新規耕作のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。
[受付番号 4]
譲受人は 47 才の会社員、申請地は 6 筆で、地目はいずれも田、面積は合計 7,379 ㎡で、現在、水稲を栽培しております。農業経営調書によりますと所有権移転後、水稲を栽培する予定となっております。今回、譲受人が新規耕作のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。
[受付番号 5]
譲受人は 84 才の農業者、申請地は 2 筆で、地目はいずれも田、面積は合計 1,009 ㎡で、現在、水稲を栽培しております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。
[受付番号 6]
譲受人は 57 才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 1,617 ㎡で、現在、水稲を栽培しております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。
[受付番号 7]

譲受人は 76 才の農業者、申請地は 2 筆で、地目は田および畑、面積は合計 739 ㎡で、現在、しきびを栽培しております。今回、譲受人が新規耕作のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。
[受付番号 8]
譲受人は 60 才の自営業の者、申請地は 3 筆で、地目はいずれも畑、面積は合計 1,337 ㎡で、現在、しきびを栽培しております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。
[受付番号 9]
譲受人は 64 才の農業者、申請地は 3 筆で、地目はいずれも畑、面積は合計 1,147 ㎡で、申請地は現地調査の結果雑草の管理だけがされており、所有権移転後、野菜を栽培する予定となっております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。
[受付番号 10]
譲受人は 54 才の会社役員、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 386 ㎡で、申請地は現地調査の結果、雑草の管理だけがされております。農業経営調書によりますと所有権移転後、耕耘し野菜を栽培する予定となっております。今回、譲受人が新規耕作のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。
[受付番号 11]
譲受人は 78 才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 291 ㎡で、申請地は現地調査の結果、雑草の管理だけがされており、所有権移転後、柑橘を栽培する予定となっております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。
[受付番号 12]
譲受人は 53 才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 355 ㎡で、現在、水稲が栽培されております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。
[受付番号 13]
譲受人は 74 才の農業兼自営業の者、申請地は 12 筆で、地目は田および畑、面積は合計 6,937 ㎡で、申請地は現地調査の結果、雑草の管理だけがされております。農業経営調書によりますと所有権移転後、耕耘し柑橘を栽培する予定となっております。今回、譲受人が新規耕作のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。
[受付番号 14]
譲受人は 43 才の農業者、申請地は 3 筆で、地目はいずれも畑、面積は合計 2,644 ㎡で、申請地は現地調査の結果、雑草の管理だけがされております。許可後、耕耘し柑橘を栽培する予定となっております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、賃借権の設定を受けるものでございます。
[受付番号 15]
譲受人は 43 才の農業兼会社役員、申請地は 3 筆で、地目はいずれも畑、面積は

合計 857 ㎡で、申請地は現地調査の結果、雑草の管理だけがされております。農業経営調書によりますと所有権移転後、耕耘し柑橘を栽培する予定となっております。今回、譲受人が新規耕作のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。
[受付番号 16]
譲受人は 39 才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 269 ㎡で、現在、柑橘が栽培されております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第 3 条第 1 項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。
農地法第 3 条第 1 項許可申請に係る要件確認書は 1 ページから 32 ページまでとなります。
それでは、農地法第 3 条に基づく審査基準を要約して説明いたします。
①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか
⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
ということでございます。
今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。
以上で説明を終わります。

議長　説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

越智委員　番号 10 番について質問です。譲渡人が国税局となっている理由を教えてください。

事務局　税の滞納をすると、所有している財産が差し押さえられ、公売物件になります。前回の総会で、買受適格証明願について議案審議させていただき、公売で買い受けることについて適格者である証明書を発行しました。
この度、物件を落札できたので、国税局を譲渡人として 3 条許可申請で取得す

	るという流れになっております。
越智委員	国税局はその土地がすぐ耕作できるように雑草等の管理をしていましたか。
事務局	国税局が雑草等の管理していたわけではないと思います。雑草が伸び放題になってしまうと近所の方も迷惑しますので、雑草の管理だけは地区の方々がやっていたんじゃないかと思います。
議長	そのほか、ご意見ご質問はございませんか。
全員	（意見、質問なし）
議長	許可することに、ご異議ございませんか。
全員	（異議なし）
議長	それでは、許可することといたします。
議長	続きまして、 議案第 50 号　農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 51 号　農地法第 5 条の規定による許可申請について 一括して事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 50 号について、ご説明いたします。 議案書 9 ページをご覧ください。 [受付番号 1] 申請地は大西地区山之内の 1 筆で、地目は畑、転用面積は 56 ㎡でございます。 この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅の敷地拡張をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。 事業計画につきましては、申請人は農業を営んでいますが、農機具や自家用車が増え手狭で不便になったことから、申請地に倉庫及び通路を整備して、農家住宅の敷地拡張をしようとするものでございます。 申請年月日、農業委員会の受付日は令和 8 年 9 月 15 日で、許可日から令和 8 年

11 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。
なお、本件は違反案件でありますが、第 4 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。
違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

続きまして、議案第 51 号について、ご説明いたします。
議案書 10 ページをご覧ください。

[受付番号 1]
申請地は乃万地区矢田の 1 筆で、地目は田、転用面積は 751 ㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が事務所を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、現在借事務所で組合事業を営んでいますが、建物の老朽化が著しく、事業運営に支障をきたしていることから、申請地を譲渡人から購入し、事務所を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 8 年 9 月 15 日で、許可日から令和 9 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。
[受付番号 2]
申請地は乃万地区阿方の 1 筆で、地目は畑、転用面積は 499 ㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが、子供も成長し手狭で不便になったことから、閑静で生活のし易い申請地を譲渡人から購入し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 8 年 9 月 15 日で、許可日から令和 9 年 3 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。
[受付番号 3]
申請地は波止浜地区高部の 1 筆で、地目は畑、転用面積は 198 ㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種

農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、造船業を営んでいますが、本社の建て替えに併せて不足していた従業員用駐車場を確保するため、申請地を譲渡人から購入し、露天駐車場を整備しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 8 年 9 月 15 日で、許可日から令和 9 年 12 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。
[受付番号 4]
申請地は朝倉地区朝倉上の 1 筆で、地目は畑、転用面積は 227 ㎡でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅の敷地拡張をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、実家住まいですが、子供も成長し手狭で不便になったことから、申請地を譲渡人から購入し、自己用住宅の敷地拡張をしようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 8 年 9 月 15 日で、許可日から令和 8 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。
[受付番号 5]
申請地は大西地区九王の 1 筆で、地目は田、転用面積は 172 ㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、自動車整備業等を営んでいますが、顧客から駐車場の整備要請を受け、申請地を譲渡人から購入し、貸露天駐車場を整備しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 8 年 9 月 15 日で、許可日から令和 9 年 6 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

しようとするものでございます。

続きまして、手元にお配りしております農地法第4条と第5条に係る申請書ごとの要件確認書、33ページ以降をご覧ください。
それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。
農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
② 資力及び信用が適当であるか
③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。
それぞれの案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっており、いずれも適当であります。
また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。
以上で説明を終わります。

議長　説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員　（意見、質問なし）

議長　原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員　（異議なし）

議長　それでは、やむを得ないものとして知事に進達いたします。

議長　続きまして、議案第52号　農業振興地域整備計画変更(除外)について
事務局の説明を求めます。

事務局　それでは、ご説明いたします。議案書 11 ページをご覧ください。
議案第 52 号は、農振農用地区域からの除外について、今治市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[受付番号 1]
申請者は、転用者が農家住宅敷地拡張の用に土地を供するため、玉川地区三反地の申請地を農用地区域内農地から除外しようとするものでございます。
本件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第 2 号から第 5 号までの各要件も満たしております。
以上で説明を終わります。

議長　説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員　（意見、質問なし）

議長　原案どおり、除外はやむを得ないものとして、今治市長に回答することに、ご異議ございませんか。

全員　（異議なし）

議長　それでは、やむを得ないものとして、市長に回答いたします。

議長　続きまして、
議案第 53 号　農用地利用集積等促進計画関係（農地中間管理事業）について
事務局の説明を求めます。

事務局　それでは、ご説明いたします。議案書 12 ページをお開きください。
12 ページから 13 ページまでの議案第 53 号は、農地中間管理事業による農地の貸し借りであり、貸す人と借りる人との間に農地中間管理機構を経由する 3 者間での権利設定となっています。
今回、今治市全体の計画の件数は新規 18 件、面積は 36,632.17 ㎡となっております。
それぞれの小委員会で内容について審査していただいた結果、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているか、などが定められた、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号の要件を満たしているため、各委員の意見は「適当である」とのことでした。なお、当該計画を定めることについて、本市の農林水産課に意見を求

めたところ、「異議なし」とのことでした。
以上で説明を終わります。

議長　説明が終わりました。
以上の計画は、いずれも適当との意見でありますが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員　（意見、質問なし）

議長　それでは、農用地利用集積等促進計画関係につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。

全員　（異議なし）

議長　それでは原案どおり決定いたします。

議長　続きまして
報告第 23 号　農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 24 号　農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 25 号　農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
報告第 26 号　農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局　それではご説明いたします。
議案書 14 ページから 20 ページの報告第 23 号 農地法第 3 条の 3 の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は 20 件の届出がありました。取得事由は相続が 20 件であり、権利内容は所有権が 20 件でありました。
議案書 21 ページの報告第 24 号 農地法第 4 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は 1 件の届出があり、面積は 461 ㎡でありました。
議案書 22 ページの報告第 25 号 農地法第 5 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は 8 件の届出があり、面積は合計 15,146 ㎡でありました。
報告第 24 号及び第 25 号は、小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。
なお、報告第 23 号から第 25 号は、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。
続きまして、議案書 23 ページの報告第 26 号は、農地法第 18 条第 6 項の通知で

	ございます。 今月は 1 件の届出があり、合計面積は 1,502 ㎡でありました。反対給付は「なし」となっております。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
全員	（意見、質問なし）
議長	報告事項でありますので、ご了承願います。
議長	それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かございませんか。
全員	（意見なし）
事務局	農地パトロールについて、お知らせします。 すでに確認資料を提出済みの方もいらっしゃいますが、大半の方が現在進めていただいている状況だと思います。確認資料の提出期限は 10 月末ですので、それまでに各小委員会の事務局分室か、本庁農業委員会事務局へ提出をお願いします。 農地パトロールについて、困っている点などがあればご発言願います。
委員	（意見、質問なし）
議長	他にございませんか。それでは他に意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

【閉会後】

事務局	事務局から、11 月以降の総会についてお知らせいたします。 本日お配りしました「総会開催日等の訂正資料」をご覧ください。 7 月開催の研修会にてお配りしておりました資料について、2 点誤りがございましたので訂正させていただきます。 1 点目は 11 月 2 回目の総会開催日ですが、正しくは、11 月 27 日（金）です。 2 点目は、3 月総会の総会開催場所ですが、正しくは、市民会館 2 階大会議室です。 次に次回の総会ですが、令和 8 年 11 月 9 日 月曜日 午後 2 時から越智今治農業協同組合本店 3 階会議室で開催しますので、よろしくお願いいたします。